

ハ討論を省略し、原案のとおり同意されんことを望みます。
(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長 (石川 信義君) おはかりいたします。ただいま石川 敏夫
治君から所定の賛成者を得て本案は委員会付託及
び討論を省略し、原案のとおり同意されたい旨の動
議が提出されました。本動議のとおり決することに「異
議」ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (石川 信義君) 「異議なし」と認めます。よって議
案第百二十三号、議案第百二十四号及び議案第百二十
五号はそれぞれ同意することに決定をいたしました。

議長 (石川 信義君) おはかりいたします。この際追加日
程を先議いたしたいと思いますがこれに「異議」ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (石川 信義君) 「異議なし」と認めます。よろし追



加日程を先議することに決定をいたしました。
議長 (石川 信義君) 追加日程第一議案第百二十六号昭和

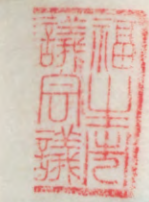
四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例
を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。秘書職員課
長 高水 求君。

(秘書職員課長 高水 求君登壇)

秘書職員課長 (高水 求君) 「指名がござりましたので、
議案第百二十六号昭和四十八年度における期末手当の割
合等の特例に関する条例について提案理由の説明申し
あげます。

国に先きに国家公務員に對しまして、昭和四十八年度に
おける期末手当の割合等の特例に関する法律を施行
した一しまして、三月の年度末手当てに支給する百分の五十
のうち百分の三十につきまして、十二月においてそれぞれ繰上げ
支給の措置をとった次第でござります。これによりまして



地方公務員である市の職員につきましてもお手元に配布してございすまうとあり、昭和四十八年における期末手当の割合等の特例に関する条例を制定したまうて、国と同じような方法を取らしていただきたいと思ふような次第でございすまう。本件につきまうては先の全員協議会におきまうて、助役よりこれらの経過ならびに近隣市町村の状況等について報告のとおりでございすまう。第一条におきまうては期末手当の要するに百分の五十というのは三月に支出する年度末手当のこととございすまうが、それを百分の二十といたしまうて、十月に該当いたしまう百分の二百八十を百分の三十といたしまうて、百分の三百十というところを繰り上げ措置をここでございすまう次第でございすまう。第二条につきまうては十月二日以降の対象となつた、いわゆる新規採用のようたものでございすまうが、本件につきまうては当市には該当ございせんけれども、十月二日以降の新規の就職者につきまうてはこの特例条例は適用しないという



こととございすまう。三条は市長に對する委任事項でございすまう、それから附則につきまうては施行日とそれから経過規定をそれから規定したものでございすまう。何とか慎重審議したたきまうて原案通りで可決下さるようお願ひ申しあげまうて、簡單でございすまうが説明にかえさせていただきます。

議長（石川 信義君） 以上で提案理由の説明は終りました。これより本案に対する質疑を行ないすまう。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） 以上で質疑は終ります。

議長（石川 繁治君） この際動議を提出いたしまう。

ただいま議題となつております議案第百二十六号について委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決せんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） おはかりいたします。ただいま石川 繁

沿君から所定の賛成者を得て本案は委員会付託及び
討論も省略し原案どおり可決されたい旨の動議が
提出されました。本動議のとおり決することに異議ござ
いせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) 〆異議なしと認めます。よって議
案第百二十六号は原案どおり可決をいたしました。

議長(石川 信義君) 次に追加日程第二議案第百二十七
号昭和四十八年度福生市一般会計補正予算(第五号)
を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画財政
課長上野 重勝君。

(企画財政課長上野 重勝君登壇)

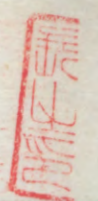
企画財政課長(上野 重勝君) 議案第百二十七号昭和
四十八年度福生市一般会計補正予算(第五号)につき

提案理由ならびに内容の説明を申しあげます。

本補正予算は仮称第七小学校及び仮称第三中学
校の防音併行工事につきまゝて防衛庁の補助金の全
額をもつてこの工事を施行すると共に、一部本体工事につ
きまゝて併行工事も進める関係上予算を計上した次第
でございます。今までの予算の総額に三千九十五万六千
円を追加をいたしまして、歳入歳出の総額を三十九億六千
八百九十二万三千円と定めようとするものでございます。

次に四ページについて説明を申しあげます。

この予算の内容でございますが、まず歳入におきま
して千三百万円を補正しようとするものでござい
ますが、これは西多摩衛生組合の尿処理施設につ
きまゝて、地方交付税において財源措置をさ
れますが、その金額が青梅市に配分にな
っておりますので、それを関係市町において配
分するものでございまして、この福生の配
分額が千三百万円



と予定をされているものであります。なおまた先ほどの防衛
関係の補助金につきましては、今回の補正追加額が千
七百九十五万六千円でございます。その内容は第七小学
校の分につきまして七百八十四万七千円、これは当初予算に
プラスいたしますと、その合計額は四千六百五十九万九千円
となります。また第三中学校につきましては千十萬九千円
を補正いたしますが、これも同様当初予算とプラスをいた
しますと五千五百二十五万五千円というような数字になります。
次に五ページの歳出について説明を申しあげます。

まず歳出におきましては小学校費の学校整備費におき
まして九百六十九万二千円の増加でございます。その内訳
は委託料におきまして三十三万七千円、工事請負費にお
きまして九百四十五万五千円でございます。その内訳は委託
料において併行工事分の追加分が十九万二千円、それから新築
工事の併行分が七百六十五万五千円でありまして、これが国
の支出金の七百八十四万七千円に該当するものでございまして、

その他に本体工事の附帯分として施工いたしますものの委託
料において四万五千円、それから工事請負費において百八
十万合りせまして百八十四万五千円が一般財源負担分ござ
います。なお中学校費におきましては学校整備費にお
いて千八十二万七千円の増額補正でございますが、この内容
は委託料におきまして二十六万五千円、工事請負費にお
きまして一千五十六万二千円、合りせまして一千八十二万二千円
でございますが、この内容は委託料の内併行工事分が

二十四万七千円、それから工事請負費分が九百八十六万二千
円、合りせまして一千十萬九千円、これが併行工事分の防衛
庁の工事分担当でございます。なお本体の附帯工事分
といたしまして委託料で一万八千円、それから工事請負費
におきまして七十万円、合りせまして七十一万八千円が一般財
源分として計上いたしております。なお六ページに参
りまして予備費におきまして補正前の額が一十二百三十
九万五千円でございますが、今回金額を調整いたしまして、

補正額二十四万七千円を追加した。まゝて予備費の合計を二千二百八十二万八千円にしようとするものでござります。以上簡単でござります。が提案理由ならびに内容の説明を終らせていただきます。

議長（石川 信義君） 以上で提案理由の説明は終了しました。これより本案に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） 以上で質疑は終了します。

三番（石川 繁治君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となすおります。議案第百二十七号については委員会付託及び討論を省略し原案のとおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） おはかりをいたします。ただいま石川繁治君から所定の賛成者を得て本案は委員付託及び討論を省略し原案とあり可決されたい旨の動議が

提出されました。本動議のとおり決することに「異議ございせんか。」

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） 「異議なし」と認めます。よって議案第百二十七号は原案とあり可決をいたしました。

議長（石川 信義君） 次に日程第二十六閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務、建設の両委員長から目下両委員会において審査中の案件について会議規則第七十条の規定によりお手元にご配布してあります申し出のとおり閉会中の継続審査の申し出がありますので議事係長をして朗読をいたさせます。

（市川議事係長朗読） 別添参照

議長（石川 信義君） 以上で朗読は終了しました。

この際総務委員長から発言の申し出がありますので

でこれを許可します。総務委員長森田 秀雄君。

(総務委員長森田 秀雄君登壇)

。総務委員長(森田 秀雄君) 議員の方より請願第八号請願第九号に対しまして、委員会の審査経過もご報告願いたいという申し出がありまして、二件についての経過の委員会の審査の経過についてご報告申しあげます。まず請願第八号でございますけれども、本請願に対する審査の経過でございます。十月の十七日と二十日、二日間にわたって現在行なつて参りました。第一百目はすでにこの件に対しては二日目には休みということであつてあることもあり、また他市町村との関係等調査することとし、次に第二日目の委員会を開きまして、調査結果、右市町村とも継続審査が多いようであり、なお本件は本年限りの問題でもないので当委員会といたしましては、なお継続することと意見が一致した次第でございます。以上が請願八号に対する経過でございます。



続きまして請願第九号については本件は請願の内容容については議員各位もご承知のとおりであります。当委員会といたしましても本件について去る十月十七日の総務委員会においてこれら内容等を審議をいたしました結果趣旨は当委員会といたしまして当然の内容であるかと考へる。という声えが多かつたのでござりますが、この件について福生市の現状は要望の内容の中へは他の市に優るものが多いという点もありますが、なお三項に眼科の専門医を云々という問題、更に教育委員会等の関係もございまして当委員会といたしましては引き続き審査をいたしましたのかよろうという結論になりまして継続審査をいたしました次第でございます。以上をもって報告を終わります。

議長 (石川 信義君) この際特にご意見等があります。たら発言を許します。十七番関 米吉君。

。十七番 (関 米吉君) 請願八号、九号に対する中間的な報告をお願いしたわけでございますけれども、今委員長から

お話があつたわけですが、もち論私としてもこの委員会を
いろいろと審議の内容、それからそういった意向については
皆さんと変わらうに尊重したものをござりますか、す
れにいたしまして、この八号九号紹介議員の一人といた
しまして、特に八号の場合におきましてはもうすでに各市
におきましても私どもの調査等によりまして、かなり
採択とまた期間的にも早急な結論を出していただきた
かつた案件でござります。一かーながらただいま報告のと
おり、なおいろいろと今後のことについて調査を要するとい
う。委員会の決定だそうで、これはやむを得ないことと思
います。また九号につきましては、ただいま委員長が教育
委員会と云々ということ、その点は必要ないんじやない
かと私は思うんですが、すれにいたしまして多くの市
民が早急なつお願いとして出されておるものでござりますの
で八号九号それそれなるべく早い時期に一つ何らかの結
論を出していたださまして、議会でいい報告いただきた

ということもこの際強く要望しておく次第でござります。
よろしくお願いいたします。

議長（石川 信義君） おはかりをいたします。本件は申
し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいた
たいと思ひますがこれにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川 信義君） ご異議なしと認めます。よって
本件は申し出のとおり閉会中の継続審査に付すこと
に決定をいたしました。

議長（石川 信義君） 次に日程第二十七特定事件の継
続調査についてお議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会から
継続調査の要求がありましたので、お手元にご配布の
特定事件継続調査事項表のとおり閉会中の継続
調査に付したいと思ひますがこれにご異議ございせんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

議長(石川 信義君) 異議なしと認めます。よって
本件特定事件は閉会中の継続調査とすることに決
定をいたしました。

議長(石川 信義君) 以上をもって本日の日程は全部終
了いたしました。

会議を閉めます。

これをもって昭和四十八年第四回福生市議会定例会
を閉会いたします。

午後三時四十四分 閉議 閉会

署名議員

福生市議会議長 石川 信義

議員 小林 義三

議員 小 林 五 治

議員 中 村 芳 雄

福庶発第二千九百七十二号

昭和四十八年十二月二十五日

福生市議会議長

石川 信義 殿

福生市長 石川 常太郎 印

追加議案の送付について

昭和四十八年第四回福生市議会定例会に提案するため、つぎの議案を追加して送付しま
す。

- 一 議案第二百二十六号 昭和四十八年度における期末手当の割合等の特例に関する条例
- 二 議案第二百二十七号 昭和四十八年度福生市一般会計補正予算(第五号)

審査報告

議案審査報告書

一件 名 議案第百二号 福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を

改正する条例

二 委員会付託月日 昭和四十八年十二月十一日（第四回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和四十八年十二月十七日 午前九時

本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十八年十二月十七日

総務委員会

委員長 森田秀雄

福生市議会議長

石川信義殿

審査報告

議案審査報告書

- 一件 名 議案第百三号 福生市都市公園条例の一部を改正する条例
- 二 委員会付託月日 昭和四十八年十二月十一日 (第四回福生市議会定例会)
- 三 委員会開会月日 昭和四十八年十二月十八日 午前九時三十分
- 本委員会に付託された右議案については、審査の結果、原案を可決すべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和四十八年十二月十八日

建設委員会

委員長 大野 行 夫

福生市議会議長

石 川 信義 殿